

何がマクロプルーデンス政策の制度的枠組みの違いをもたらすのか？

えがわ えり * おおたにあきら ** さきやまとしゆき ***
江川絵理*・大谷聡**・崎山登志之***

要 旨

本稿では、先進国、新興国をあわせた 66 か国におけるマクロプルーデンス政策の制度的枠組みに関する情報を使って、その最近の動向と特徴を考察するとともに、特に中央銀行と政府の役割に焦点を当て、どのような要因によって、各国で採用されている枠組みが決定されているのかを分析する。本稿からは、多くの国で、マクロプルーデンス政策の権限の設定や、意見交換や政策協調を行うための金融安定会議の設置など、近年、急速にマクロプルーデンス政策の制度的枠組みを整備する動きが進んでいることが示唆されている。また、現在、多くの国では、中央銀行が一元的にマクロプルーデンス政策を担う中央銀行への集中型か、中央銀行を含む複数の機関がマクロプルーデンス政策に関与し、政府が複数の機関間での意見の調整や取りまとめを担う政府による調整型の 2 つの枠組みが選ばれている。そして、実証分析の結果、こうした枠組みの違いが観察されている背景には、各国の金融・経済構造、為替相場制度、民主化度合いといった幅広い要因が影響を与えていることが明らかにされる。

キーワード：マクロプルーデンス政策、順序プロビット分析、制度的枠組み、金融安定会議

JEL classification: E58、E61、G28、O57

* 日本銀行金融研究所・制度基盤研究課 (E-mail: eri.egawa@boj.or.jp)

** 日本銀行金融研究所・経済ファイナンス研究課長 (E-mail: akira.ootani@boj.or.jp)

*** 日本銀行金融研究所・経済ファイナンス研究課 (E-mail: toshiyuki.sakiyama@boj.or.jp)

本稿の作成に当たっては、井上哲也氏（野村総合研究所）、北村行伸氏（一橋大学）、柳川範之氏（東京大学）、8th Annual Workshop of the Asian Research Networks 参加者ならびに日本銀行スタッフから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者らに属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。